

★ ゴールデンウィークがやってくる…
漁船の船長さん！！

「自船の安全確保3か条」再確認！

- その1 発航前、機関や燃料等の点検の実施
- その2 航行時、常時見張りの徹底
- その3 故障時に備え、救助支援者の確保

暖かくなってきた4月、5月にはプレジャーボート等の活動が活発になってきます。

過去には操業中の漁船にプレジャーボートが衝突するといった事故が発生しています。操業中でも周囲の見張りを徹底し、早めに回避行動を取るよう心がけましょう。事故を起こさないためにも「自船の安全確保3か条」を再認識しておきましょう！



第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1
(代表) 022-363-0111
(直通) 022-365-9609

🔍 漁船かわら版

検索

船舶職員及び小型船舶操縦者の遵守事項

漁船等の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項を定めており、違反すると業務停止等行政処分の対象となる場合があります。

また、平成28年に「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分対象に追加され、平成30年2月から「ライフジャケットの着用」が義務化されています。

行政処分対象事項

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



- 見張りの実施



- 発航前の検査



- 事故時の人命救助



遵守事項違反点数

行政処分基準

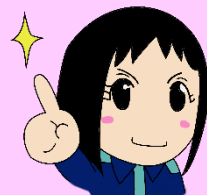
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止 1月	業務停止 2月
	有	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月	業務停止 6月

※ 処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の 裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

「みちのく漁船かわら版」とは

漁船による海難を防止するための情報を定期的に発信する情報紙です。地域特性や時期に応じた安全情報、事故事例、事故防止のワンポイント講座などを掲載しています。



H30 東北地方 漁船事故発生状況（3月末現在）

青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
2隻	1隻	1隻	1隻	1隻	3隻

死者数： 0人